

## ●平成31年度事業計画（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

平成31年度は、「公益社団法人 日本写真協会」も9年目に入り、定款に定める「写真の普及・振興に関する事業を行い、文化の発展と国際交流の増進に寄与する」という設立目的に基づき、写真・映像文化の振興・普及を目的に従来からの事業を継続してまいります。会員だけでなく不特定多数の者の利益の増進に寄与しなければならない公益法人としての意識を強く持って、その内容については適時見直しを行いつつ以下の事業を実施していきます。

### A. 公益事業

#### 1. 日本の写真文化に顕著な功績のあった国内外の個人及び団体の顕彰（「日本写真協会賞」）

【担当：表彰委員会】

「平成31年度日本写真協会賞」は今年68回目を迎え、2月21日（木）に「選考会」を開催し、各賞受賞者を内定しました。

- ☆作家賞： 石川真生
- ☆新人賞： インベカヲリ★、峯水 亮
- ☆国際賞： 「THE JAPANESE PHOTO BOOK」 マンフレッド・ハイティング/金子隆一
- ☆功労賞： 富岡畦草、原 直久
- ☆学芸賞： 港 千尋

- (1) 対外発表： 4月16日（火）カメラ記者クラブで対外正式発表を行い、全国紙、一般雑誌等に資料を配布して記事掲載を依頼すると共に、HPに掲載し広く不特定多数の一般市民に周知徹底を図ります。
- (2) 表彰式： 6月3日（月）17:30～19:00 東京・三田の笹川記念会館で、受賞内容をスライド映写で紹介し、受賞者に対し表彰状・賞杯の授与を実施いたします。
- (3) 受賞： 6月3日（月）19:00～20:20 表彰式終了後、同会場内レストランに会場を移し祝賀会 受賞者をお祝いする会を開催します。
- (4) 受賞作品： 5月31日（金）～6月6日（木）に、六本木の富士フィルムフォトサロン東京で展覧会 開催し、会員以外にも不特定多数の写真愛好者に鑑賞してもらい受賞者の受賞内容を確認してもらい、写真文化の普及・振興に貢献します。
- (5) 平成32年度の選考  
恣意的な選考に陥らないよう、本年同様、11月～12月に広く写真界全体から、会員及び委嘱している指名推薦者（ノミネーター）による候補者のリストアップを行い、平成32年2月に会長が委嘱する選考委員5名による選考会を開催して受賞者を決定します。

#### 2. 写真に関する国内の情報・資料の収集及び「日本写真年報」の編集発行

【担当：出版広報委員会】

「不特定多数の利益の増進に寄与する公益事業」として認定された「日本写真年報」は、さらに公益事業に適合すべく2013年度版より、「日本写真年鑑」と題し、従来の写真業界の年報としての機能にあわせ、年間を通じた写真界の幅広い情報を掲載しておりますが、2019年版は時代に即した内容を精査して180ページ前後にスリム化して見直します。また、経費等の見直しや事務作業の集中を避け10月発行に変更、内容も平成31年度事業年度までの内容を盛り込み編集して発行いたします。

配布・頒布につきましては、従来から会員の皆様にお届けすると共に、関心の高い一般市民写真愛好者の為に写真美術館・ギャラリー・図書館・大使館等の公的機関及び報道機関に無料配布してきましたが、更に、会員以外の不特定多数の写真愛好者なら誰でもが入手できるように、HPに掲載すると共に、いくつかの取り扱い場所や「東京写真月間」事業の写真展会場で頒布告知チラシを配布してその発行を広く告知します。

### 3. 子供達中心に写真映像の原理と楽しみ方を理解させる写真体験教室の実施

【担当：写真・映像教育推進委員会】

当協会の目的に照らし、将来を担う子供たちに対する写真文化の教育が肝要であるとの認識から、主として小学生を対象に写真体験教室を平成17年度から実施。写真関連の授業内容がない現在の授業体制の中で、熱心な教師からの要望に応え正規の授業にも取り上げられるようになりました。

当初、銀塩方式の「手作りピンホールカメラ写真体験教室」では、子供たちが普段できない暗室体験を通じて写真の原理を理解してもらうことが大きな目的でしたが、平成21年度よりスタートした「デジタル写真教室」では、写真の原理は勿論ですが、写真の持つ多様な力の中から、自分の気持ちを表すという写真の自己表現力・コミュニケーション力を如何に引き出すかが重要になります。

平成31年度も、各学校・教師等の要望を基に、銀塩写真体験教室を今までどおり実施していくと共にデジタル写真体験教室も積極的に展開していきます。

また、写真体験教室の中では、断りもなく他人の顔を写さないとか、花壇等に勝手に踏み込まない等の撮影マナーや、著作権、肖像権等の法的権利についてもその重要性を教えていきます。☆31年度実施目標：33ヶ所1,300名

### 4. 国内外の写真文化を紹介する国際交流活動

【担当：国際交流委員会・写真月間委員会】

(1) 国際展「アジアの写真家たち 2019 パキスタン」(※内容は東京写真月間 2019 の項目に掲載)

(2) 日本写真協会賞新人賞受賞作品を海外に紹介

平成31年度は「日本写真協会賞新人賞受賞作品新シリーズの巡回展をロシアで計画。

展示作品は、2016年から2018年までの3年間に日本写真協会賞新人賞を受賞した日本人の写真家6人の作品60点(A2サイズ)を展示予定。

(3) 海外写真事情を紹介する講演会

【共催：日本ハンガリー友好協会】

4月6日、ハンガリーの来日写真家バザートウ・イヴォラ氏「ハンガリーの写真事情」セミナーを計画

### 5. 「写真の日」を中心に国内外の写真展を集中展開する写真月間の開催

(1) 「東京写真月間2019」5月～6月

【担当：東京写真月間実行委員会】

後援：外務省、環境省、文化庁、東京都、パキスタンイスラム共和国大使館

① 国内企画展「山を生きる人々」-山と共に-

日本の国土面積の約70%が山であるという国は世界でも珍しい。日本人は山を神聖なものと考え、信仰的に美化してきた背景から日本人の中に「山の文化」が生まれ現代に至っている。このように山と関わりを持ち、山と共に暮したり、山を生業として「山と生きる人々」をテーマにし、様々な観点から撮影された写真家による写真展を企画構成する。キャノンオープンギャラリー2、オリンパスギャラリー、エプサイト、ピクトリコギャラリーその他、巡回展を東川町他で開催予定。

② 国際展「アジアの写真家たち 2019 パキスタン」

今年で16回目を迎える「アジアの写真家たち」はパキスタン・イスラム共和国の写真家の写真により、同国の風土、文化、人々を紹介する。パキスタンは1971年に印パ戦争終結によってバングラデシュとともに独立。国土面積は日本約2倍、人口2億人で経済的には国民の一人当たりGDPは1,700ドルと決して高くないが、若年人口が多く、将来の経済発展は大いに可能性がある。

文化面では日本とはガンダーラ文化の紹介展、インダス文明展等が度々解されており、インダス文明発祥の地の歴史的価値は高く、日本との文化交流は益々期待できる。

「アジアの写真家たち—2019 パキスタン展」は政府公認のパキスタン写真協会の協力により実現するもので、16名の写真家が参加、数名の写真家が来日し、ギャラリートークやレセプションにより

日本の写真関係者との交流を行う。写真展をニコンプラザ新宿、ソニーイメージングギャラリー一銀座、プレイスMで開催予定。

- ③ 「写真の日」記念写真展 2019  
外務大臣賞、環境大臣賞、優秀賞、協賛会社賞約 50 社、入選  
紀尾井町・文春ギャラリーで開催、その後「写真の町」東川町文化ギャラリー、富士フォトギャラリー新潟、小諸高原美術館、福島市振興公社福島テルサ、富士フィルムフォトサロン大阪他を巡回予定
- ④ 1000 人の写真展 わたしのこの一枚」新宿ヒルトピアアートスクエアで開催 6 月
- ⑤ 「生きもの写真リトルリーグ」写真展 共催：生きもの写真リトルリーグ実行委員会
- ⑥ 北海道・東川町「第 5 回高校生国際交流写真フェスティバル」8 月 1 日～8 日に協力
- ⑦ REAL Time Photography Exhibition 新宿ヒルトピアアートスクエアで開催 5～6 月
- ⑧ 「親子の日写真まつり」2019 日本外国特派員協会(FCCJ) 7 月 6 日～8 月 2 日に協力

## (2) 「大阪写真月間 2019」5 月～6 月 【共催：大阪写真月間実行委員会】

- ① 小学生のための写真教室「親子で挑戦！モノクロ写真教室」3 下旬 ビジュアルアーツ専門学校
- ② 写真家 150 人の一坪展」5 月 25 日～6 月 21 日 αプラザ・ニコン・キヤノン・富士・オリンパス・リコー他 7 会場で開催。この他期間中にシンポジウム・企画展を予定
- ③ 大阪写真月間ハイスクールフォトアワード 2019 6 月 7 日～13 日 富士フィルムフォトサロン大阪
- ④ 写真展「私のこの一枚」6 月 6 日～11 日 イロリ村[89]画廊

## B. 共益事業

### 1. 会員に対し、会の動向や写真界の動きを知らせる会報の発行

【担当：出版広報委員会】

公益社団法人の相互扶助等事業として、会員の皆様に対しては、会の動向や写真界の最近の動きをお知らせするほかに、内容を一新、従来の「会員のひろば」に加え「私の写真クラブ紹介」「賛助団体訪問」等会員の声を積極的に掲載して、年 2 回 10 月、3 月に会報を発行いたします。また、東京写真月間の開催に当たって、事業内容を集約した「東京写真月間 2019」図録を会員に送付いたします。

### 2. 日本写真協会賞受賞祝賀会 兼 叙勲・褒章受章祝賀会 兼 東京写真月間レセプションの開催

【担当：総務委員会】

平成 31 年度は、「6 月 1 日写真の日」事業として 6 月 3 日の日本写真協会賞表彰式後、笹川記念会館にて「日本写真協会賞受賞祝賀会」兼「叙勲・褒章受章祝賀会」兼「東京写真月間レセプション」を開催します。

## C. 法人運営事業

### 1. 新公益法人制度に則った協会運営 【担当：総務委員会】【担当：コンプライアンス委員会】

(1) 本年度の活動経過は、次回理事会で報告いたしますが、公益法人には、「不特定多数の利益の増進に寄与する」ことが強く求められています。従来から、当協会の活動内容が会員のためだけでなかったことは明らかですが、今後は従来にも増して一般市民写真愛好家の存在を念頭に置き、法令を遵守し、規程を整備して自己統制の体制をしっかりと築き、公正、公平、公開を旨とした運営を心がけていきます。

(2) ホームページの充実と積極的活用

協会諸事業の活動内容をその都度タイムリーに更新し、内容充実を図っていきます。

以上